

SEC フラッシュレポート

SEC は 2009 年の適格企業による IFRS の選択適用及び 2014 年の IFRS 強制適用の可能性に関するロードマップを提案

(2008 年 11 月 17 日)

2008 年 11 月 14 日、米国証券取引委員会(SEC)は、米国登録企業が国際会計基準審議会が公表している国際財務報告基準(IFRS)に従って作成された財務諸表を用いて SEC への登録を行う可能性に関するロードマップを提案した。このロードマップには、いくつかのマイルストーンが設定されている。SEC が、(IFRS の適用が)公共の利益にかなない、投資家の保護に役立つと考え、(当該マイルストーンが)達成されれば、2014 年に米国登録企業による IFRS の適用が要求されることになる。とりわけ、ロードマップは、2014 年に SEC 登録企業(米国登録企業)の財務諸表への IFRS の強制適用を目標としている。加えて、適格企業に関して、(2010 年に提出される)2009 年の財務諸表に IFRS の適用を許容する可能性がある。

ロードマップでは、米国における IFRS の最終的な適用に関して市場参加者が考慮すべき様々な領域について議論している。ロードマップの一部として、SEC は、投資家による財務情報の比較可能性が高まる場合には、米国企業による IFRS の早期適用を限定的に認めるための、様々な指針、規則及び様式の改正を提案している。提案では、自らの属する産業において、財務報告の基礎として IFRS が他の会計基準より多く利用されている場合のみ、2010 年以降の(財務諸表の)提出において IFRS の適用を選択できる適格な企業となる。

ロードマップの提案は、規則の提案(Proposed rule)という形式で公表された。パブリックコメントの受付期間は、連邦政府公報(Federal Register)に掲載された後 90 日間である(訳者注 コメント期間は 2009 年 2 月 19 日までとなった。)。SEC は、提案されたロードマップにおいても 8 月 27 日の会合で示された方向性の多くを再度支持しており(これについては、2008 年 9 月 2 日付けのプロティビティの SEC フラッシュレポート「SEC は 2014 年までに米国で IFRS(国際財務報告基準)を適用するためのロードマップを提案」で報告している。この翻訳は、プロティビティジャパンのウェブサイト http://www.protiviti.jp/downloads/flashreport/SEC_FlashReport_080902J.pdf で入手可能である)、その時点で未決定であったいくつかの事項を明確にした。最新の SEC のリリースは、SEC のウェブサイト <http://www.sec.gov/rules/proposed.shtml> で入手できる。8 月 27 日の SEC の会合で報告された SEC の立場が、ロードマップの提案においてどのように変化しあるいは明確になったのかについての我々のコメントは以下の通りである。

2008 年 8 月のロードマップからの変更点

ロードマップの提案では、SEC は、IFRS の適用の許容か要求のいずれか(を選択するという)の考えを明らかに取り下げ、2011 年に(以下で説明するように)想定される早期適用企業のコンバージョンの影響を評価した後で、全ての米国登録企業による IFRS の適用を義務

付けるかどうかを決定する方向に向かっているようである。

2008年8月のロードマップにおける未決定事項の明確化

この規則の提案で、SEC は、IFRS の早期適用を求め企業に早期適用の適格性を評価する際に考慮すべき特定の事項を明確化した。

現在の提案において残されている未決定項目

この規則の提案の性質及びコメントへの対応を考慮すると、提案の一部あるいは全てが変わる可能性がある。その中で特に注意が必要な項目は、この規則の提案において、SEC は適用初年度に IFRS の早期適用が適格となる企業に対して、何年分の情報を報告する必要があるのかに関して引き続きコメントを求めている部分である。このことは、SEC が早期適用に向けてのアプローチを最終的には決定していないことを示している。さらに SEC は、この規則の提案において、2011 年に IFRS の適用の義務化を検討する以前に、IFRS に関連した重要なマイルストーン(改善、説明責任、双方向データ、利用者及び監査人の教育研修)達成の必要性を繰り返し強調している。

以下は、ロードマップの提案の主要な要素である。

早期適用及び適格性： 適格となる可能性のある企業：

- 2009年(2009年12月31日)に終了する年度の財務諸表に IFRS を適用できる。

- IFRS の適用を選択する場合、IFRS 1号「IFRS の初度適用」が要求している特定の調整及び開示情報を作成しなければならない。IFRS 1号は、適用初年度の財務諸表において、直前年度に報告された資本、利益及びキャッシュフローの金額から(IFRS 適用後の金額へ)の調整を含む、IFRS 適用の影響の開示を要求している。

- **コメント期間の結果次第で**、IFRS 適用初年度の提出の際に IFRS により作成が要求される財務諸表は、2年間あるいは3年間のいずれかとなる可能性があるが、その結果に拘らず、提出時には3年分の財務諸表を作成しなければならない。コメント期間の結果次第で、適用初年度以前の IFRS に基づく財務諸表が監査対象となるかどうかが決まされ、また、注記事項に開示される補足情報の形式を取る可能性もある。

IFRS の**早期選択**に適格であるためには、企業は、産業及び企業規模の2つの基準を(この順序で)満たさなければならない。：

- **産業**：企業の行う事業が属する産業に関して、時価総額基準でグローバルの上位20社の上場企業のうち他の報告基準より IFRS を適用する企業が多ければ、当該産業は適格性を満たす。SEC は、この場合における「産業」の決定方法について、北アメリカ産業分類システム(NAICS)、標準産業分類(SIC)、産業分類ベンチマーク(ICB)あるいはグローバル産業分類基準(GICS)のコードが適用されるレベルに関する具体的な指針を明示している。SEC は、(早期)選択について SEC に許可を求める前に必要となる時価総額に関する評価の実施時期(180日)も示している。
- **企業規模**：(早期選択に適格である)SEC 登録企業は、上述の「産業」の評価において特定された

上位 20 社の上場企業に含まれている必要がある。

上記の基準に適合すると考える企業は、適格性の確認に関して SEC の同意を求める申請を行い、「異議がない(no objection)」というレターの様式で SEC の同意を得る必要がある。

全ての SEC 登録企業：

企業に**要求される可能性のある事項**：

- 2014 年に開始する事業年度の財務諸表から、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準 (US GAAP) ではなく、IFRS に準拠して (作成し) 提出することが**要求されるかもしれない**。
 - 大規模早期適用企業 (現在の SOX 法上の定義と同様) の適用初年度は 2014 年となる
 - 早期適用企業の適用初年度は 2015 年となる
 - 非早期適用企業の適用初年度は 2016 年となる
- IFRS による (財務諸表の作成と) 提出が要求される場合、当該年度に様式 10-K で開示される **3 年分全て** (の財務諸表) に IFRS を適用しなければ**ならない**。
 - 大規模早期適用企業 (現在の SOX 法上の定義と同様) は、2014 年の最初の IFRS 適用初年度の提出において、2012 年、2013 年及び 2014 年の財務諸表が必要となる
 - 早期適用企業は、2015 年の最初の IFRS 適用初年度の提出において、2013 年、2014 年及び 2015 年の財務諸表が必要となる
 - 非早期適用企業は、2016 年の最初の IFRS 適用

初年度の提出において、2014 年、2015 年及び 2016 年の財務諸表が必要となる

企業は今、何をすべきか？

直ちに、あるいは 90 日間のコメント期間の終了 (訳者注 2009 年 2 月 19 日) 及び最終規則の公表後直ちに、全ての SEC 登録企業は、IFRS の適用による影響を評価するための診断を行うべきである。：

- 企業が**早期適用**に適合できると考える場合は、この規則の提案に示されたフレームワークに従って、産業及び自社の時価総額の評価を行うことができるし、行うべきである。適合できると考える企業は、SEC (規則に精通している) 弁護士の助言に基づいて、SEC から IFRS の早期適用の許諾を得る手順を決定すべきである。
- **すべての公開企業**は、(大規模早期適用、早期適用、非早期適用という) 登録状況に関わらず、2011 年の評価期間終了時における IFRS (の適用) 義務化を SEC が現在志向していること、また、IFRS の適用初年度に企業が IFRS に基づく **3 年分の財務データの登録**を行うべきと SEC が明示的に期待していることに注意すべきである。企業は最も早くデータコンバージョンが必要となる日程を明確に意識して変更の準備状況を評価し、IFRS の適用に関するプロジェクト計画に裏付けられた自社の詳細なロードマップを作成すべきである。2011 年に、SEC が特定したマイルストーンは十分に達成されたと判断し、2014 年に開始する IFRS の適用を承認した時点において、企業が効率的で生産的な方法で SEC の要請に対応するために必要なリソースの動員を完全に評価し計画できていることが目的である。移行過程において

は、強力な内部統制環境の維持と同様に、移行を成功させる可能性を最大化するために最適な変更管理手順を強調すべきである。

プロティビティは、従来より、企業が対応すべき様々な事項を取り上げ、詳説してきた。The Bulletin Volume III Issue 3「IFRS と国別 GAAP:最初に適用するのは誰か」を参照して頂きたい。この翻訳はプロティビティ ジャパンの以下のウェブサイトで見ることができる。
http://www.protiviti.jp/downloads/bulletin/Bulletin_V3_I3_02.pdf この規則の提案において、SEC は、企業が IFRS を適用しそれとともにコンプライアンスを持続するためには、システム及びコントロールを変更する必要があると認めている。従って、企業は、方針、プロセス、組織と人材、マネジメントレポート、報告のための方法論、システムとデータなど、人材、プロセス及びテクノロジーの問題に留意しつつ必要とされる修正や変更を行うために、準備状況を評価し、プロジェクト計画を作成し、リソースを用意しなければならない。

あらゆる規模の公開企業は、移行の準備を行うために、ロードマップの想定する日程から与えられたリードタイムを利用すべきである。そうすることにおいて、強制適用の開始以前に、優れた財務報告及びコンプライアンスを維持する一方で、コストと混乱を最小限にし、効率性を最大化する方法で、IFRS へのコンバージョンにおける基盤のいくつかを事業活動の中に構築することができるであろう。企業はまた、自社及びその監査人が、SOX 法の内部統制の要請に準拠するために移行を適時に完了させなければならないことに留意すべきである。